

法の詩学

——法文化論のために・その二——

堅 田 剛

一 法の内なるポエジー

基礎法学というよりは教養法学としたほうが適切だろうが、現代法学の体系から離れたところに「法と文学」なる領域がある。一見して学際的で、ある種の新奇さを感じさせる名称ではあるものの、その実態からすれば、学際的でも新しくもないことがすぐにわかる。

学際的であるためには、二つの学問領域が双方向で刺激し合う必要があるだろうが、はたして文学は学問かという根本的な問題はともかくとしても、「法と文学」研究のほとんどは、法学から文学への一方的な働きかけに終始し、文学から法学への直接の働きかけは皆無と⁽¹⁾いっていい。「法と文学」は、法学者が文学作品を対象に、その中から法的叙述の部分だけを取り出して、専門の法学の立場からその当否を論評する、というものに陥りがちなのである。

こうして「法と文学」は、最悪の場合には、専門的な法学者が法律の素人たる文学者が書いた法的叙述を高踏的に批評する手段となってしまう。それは言い過ぎだとしても、そうでない場合でも、せいぜいが法学者の趣味として、専門的な法学者が教養の広さを披露して終わってしまうのだ。そこからは、法学のあり方や、それを職業とすることの自己反省のようなものは期待できない。視点を変えれば、文学者が法を語ることの意味に肉薄することはできない。そのゆえに「法と文学」の現状は、けっして学際的ではないのである。

唐突かもしれないが、そうではない実例として、ここでヤーコブ・グリム (Jacob Grimm, 1785-1863) の〈法の詩学〉の試みを紹介しておきたい。グリムは、例の『童話集』の編者であるが、作家としての文学者でも評論家としての文学者でもない。『ドイツ語辞典』を編纂したことからは、むしろ言語学者と呼ぶべきであろう。しかしながら、言葉による表現にきわめて大きな関心を有しており、それは彼の幅広い研究に一貫していた。この意味では、グリムを広義の文学者とすることも可能だろう。彼は十九世紀のドイツの学者であった。グリムによる〈法の詩学〉の試みは、けっして昨日今日のものではない。

グリムについて強引に文学者としてしまったが、彼は同時に正真正銘の法学者であった。グリムは法学を学ぶべくマールブルク大学に進み、そこで新進の員外教授であったサヴィニーと出会った。グリムはサヴィニーにとつて文字どおりの一番弟子であつて、サヴィニーの『中世ローマ法史』の資料収集にはグリムが協力し、師が歴史法学の創立を打ち明けるや、これに賛同してただちに参画の意志を表明した。その後もグリムは法古事の研究を続け、歴史法学派の代表的存在となった。こうして彼は、法学者と文学者を一身に体現したのである。

さて、ヤーコブ・グリムはサヴィニーの呼びかけに応えて、『歴史法学雑誌』のために『法の内なるポエジー』(Von

der Poesie im Recht)と題する画期的な論文を提供している。まさに法の中に「ポエジー」(詩/文学)を確認しようとする明確な意図をもった、法史的な論文であった。その第二節の冒頭には、次のような文章がみえる。

法とポエジーがともに一つの苗床から生育してきたことは、信じがたいことではない。両者を切り離そうとすると、ただちになんらかの出来事や伝承に遭遇するけれども、これはまさに特定の歴史に根ざしたものであるのに、歴史の外のものと呼ばれることさえある。だが単なる条文も、純然たる作り事も存在することはない。⁽²⁾

グリムが強調するのは、「法とポエジーの共通の起源」であり、「両者を結び付ける民族の歴史である。すなわち、法もポエジーも民族の歴史からの生成物であって、歴史の外部で人為的に作られたものではないのである。法に就いていうならば、それは超歴史的な自然法でも、単なる人工的な実定法でもなく、民族の固有の歴史の中で生成してきた慣習法にはかならない。同様のことをポエジーについていうのは難しいが、グリムにとつてのポエジーとは、あくまでも民族の歴史を背景として生成してきたものであり、普遍的な人間性を歌ったり、恣意的に言葉を作り出すものではないということだろう。法とポエジーのこうした理解が、彼の歴史法学であった。

法とポエジーの共通性を論じるとき、まずはポエジーを「韻律」(Metrik)として捉えることができる。古代・中世の慣習法には、しばしば韻を踏んだ「言葉遊び」(Wortspiel)のような法がみられる。グリムが紹介するのは、北欧の獵師法である。

then a hara är handir,

then a ráff är resir,

then a warg är windir,

then a biörn är batir,

then a elg är fällir,

then a otrr är or a takir.

(捕らえた兎は俺のもの

誘った狐も俺のもの

吊した狼俺のもの

殴った熊公俺のもの

倒した大鹿俺のもの

釣った鰻俺のもの⁽³⁾)

ここでグリムが例示するのは、脚韻法によって表現された詩的な法である。脚韻を揃えることによって、音韻的にはもちろん文字的にも、要するに聴覚的にも視覚的にも整然とした言語表現になっていることが一目瞭然である。この法の意味そのものは、猟師が自力で得た獲物はその猟師の物になるという、まことに単純なものだが、所有権なる抽象的概念を用いた近代的な法令よりも、猟師の苦勞や喜びを端的に歌った一篇の詩になっている。ここからは、北欧に生息する各種の動物や、それらへの猟師の愛情や、狩猟の方法といった、要するに猟師を取り巻く自然

や生活までもが彷彿としてこないだろうか。彼はこの他にも、頭韻法や胸韻法を用いた慣習法表現についても紹介している。

グリムにとつては、韻律だけがポエジーではない。彼は「格言」(Sprichwort)にも注目している。格言とか諺と呼ばれる成句は、もともとなんらかの教訓つまり当為を含んだ決まり文句である。すでにして広義の法であるのだが、そのうちとくに当為的性格の明確なものを法格言とか法諺という。これは古今東西どこにでもみられる非公式な法でもあるが、とくにゲルマン民族の社会に豊富な実例が確認される。それはドイツの地に公式なローマ法と非公式なゲルマン法とが長きにわたつて二重に存在したことも関わるけれども、直接にはドイツ語の特性に由来するところが大きい。ドイツ語は音韻も語彙変化も比較的単純なので言葉遊びもしやすく、それだけに法格言が生まれやすく、したがつて民衆に浸透しやすかつたということだろう。

グリムは様々な法格言を提示しているが、それが集約的に列举されている箇所を引用する。

ここで挙げられるべきゲルマン的法格言の、いかに多いことだろうか。たとえば、「遺産は乳房からは出てこない」「子供は再び母の膝にもたれる」「血まみれの手は遺産を得ない」「最後の者が戸を閉める」「婦人が相続した動産は橋を越えない」「雌鶏とつがえば雄鶏になる」「雄鶏は城壁を飛び越せない」「不自由な手は自由な手をうしろに隠す」「ヴェールのわきの帽子、帽子のわきのヴェール」「松明が燃やすのは動産である」「教会の財産は鉄の歯をもつ」「雌鶏は尾に手付けを打つ」「娘は母をかじる」「よい挨拶はよい返事」等々、といったものである。手軽に教訓を銘記せんとの試みからばかりでなく、むしろ、事象そのものを確実に把握して言明するために、法格言は常に比喩に頼らうとするのである。⁽⁴⁾

あまりに自明なゆえか、グリム自身がこれらの法格言の法的意味について直接に説明していないこともあって、立ち入った解釈は避けざるをえない。ここではよく知られており、わずかながらグリムの解釈も垣間見える別の法格言を提示しておきたい。それは、「遺産は剣から糸縫竿に行く」(Das Erbe geht vom Schwert auf die Kunkel.) というものである。これは言葉遊びという点では面白味がなく、むしろ慣習法上の原則をそのまま述べた感があるが、それだけに説明が容易である。

グリムによれば、ゲルマン法では男系の親族のことを「剣の親族」(Schwertmagen)、女系の親族のことを「紡錘の親族」(Spindelmagen)という。紡錘と糸縫竿とは少し違うし、グリムもその異同を説明していないのだが、ともに女性の社会的役割と密接に関係していることでは変わりがない。ちなみに、糸縫に用いる棒は、新婦の結婚儀礼には欠かせない小道具であった。要するに、剣は男を意味し、糸縫竿(紡錘)は女を意味するのである。したがって、「遺産は剣から糸縫竿に行く」という法格言は、遺産相続の場合、男系の親族がいればこれを優先し、いない場合にのみ女系の親族に相続される、という意味になる。グリムはとくにこの法格言について、「深くポエジー的な視点」に即したもので、「今日の法律家の用語が表現するよりも、はるかに生き生きと法命題を提示する」と評している⁽⁵⁾。

実は、この法格言に注目したのはグリムだけではない。日本の歴史法学派ともいえる穂積陳重も、この法格言について述べている。厳密にはグリムが提示したものと微妙に異なるのだが、穂積が取り上げるのは「剣がない時紡錘が嗣ぐ」(Wo kein Schwert vorhanden, da erbt die Spindel.) という法格言である。

そのうえで穂積は、こう解説している。「前掲の法諺中にSchwert(剣)及びSpindel(紡錘)という語が見えるが、ドイツの古法では男女をあらわすのに、かようにそれぞれの用品をシムボルとしたのである。そして男系親を『剣

の親族』(Schwertmagen)または『槍の親族』(Speermagen)と称し、女系親を『紡錘の親族』(Spindelwagen, Spilmagen)または『糸撚竿の親族』(Kunkelmagen)と称した⁽⁶⁾。

グリムも穂積も趣旨は同様なので、重複した説明は避ける。それよりも、穂積の文中にみえる「シムボル」(シンボル)、つまり象徴という新たな問題提起のほうが重要である。穂積は法的言語の象徴性に言及することによって、期せずしてグリムの(法の内なるポエジー)の核心に迫っている。

そもそも「象徴」とは、記号はもとより概念とも異なり、比喩的用法を踏まえた、むしろ日常的な言語である。記号は人工的な言語であって、数学的記号のように一義的なものである。また法学的概念のような概念は日常的な言語を加工したもので、一義性を標榜するが、しかし解釈の余地が常に残存する。これに対して、象徴は日常的な言語そのものであって、そもそも両義性を当然の前提としている。すなわち、「剣」は武器としての剣を意味すると同時に、男性という別のものを意味するのである。

グリムは、韻律的な法や格言としての法をも含めて、「法的象徴」(Rechtssymbol)こそが、法とポエジーを結びつける根源だと考える。彼はきわめて数多くの法的象徴を例示しているが、おそらく、最も理解しやすいのは、「指輪」の事例であろう。

彼によれば、「指輪」(Ring)は「結婚や封土授与のための慣習的な象徴」である⁽⁷⁾。すなわち、男女間の結婚にせよ、君主と臣下のあいだの封建的な土地の授受にせよ、物としての「指輪」が契約としての法的意味を有することになる。ここでは「指輪」は物としての指輪でありながら、同時に契約成立という法的意味を帯びるのである。こうして、古代・中世の法は、無味乾燥な法的効果の前提として、恋愛や権力闘争の物語を色濃く映し出す。

グリムにとっての法的ポエジーとは、およそこのようにして、言語の象徴的性格にまで到達した。その法学的な

意義については、後述する。

二 文学の中の法

ヤーコプ・グリムは、主に古代・中世のゲルマン法の中にポエジーを見出したが、それは法的言語の象徴的性格を明らかにするためであって、直接に「法と文学」研究のためではなかった。たしかに彼は弟のヴィルヘルム・グリムとともに、『子供と家庭のためのメルヒェン』を編纂し、グリム童話として今日もなお親しまれているが、これは創作童話ではなく、民衆の間で語り継がれてきたメルヒェン(昔話)を再現したものであった。たとえばそこに少なからぬ文学的脚色がみられるとしても、それはヴィルヘルムの手によるものであって、ヤーコプはむしろ民族性の同定のための資料としてメルヒェンを蒐集した観がある。

また、『法の内なるポエジー』においては、『ザクセンシュピーゲル』に代表される前近代的な慣習法規が資料の中心であって、『エツダ』や『パルツィファル』といった神話や英雄伝説への言及はみられるものの、文学的作品の中から法的諸問題を取り出そうとする姿勢はほとんど見受けられない。

これに対して、もっと直接に文学作品を素材にした法学研究がある。スイスの法史学者ハンス・フエーア(Hans Fehr, 1874-1961)の『文学の中の法』(Das Recht in der Dichtung)である。彼はドイツで法学教育を受けたが、とくにグリムら歴史法学派の系譜に連なっているわけではないので、以下に紹介する研究業績は独自に開拓したものと考えられる。それは「芸術と法」三部作として登場するが、その第二巻として『文学の中の法』が一九三三年に出版された。ちなみに第三巻の標題は、『法の中の文学』(一九三七年)である。

フエーアはすでに「芸術と法」第一巻に相当する『絵画の中の法』(一九二三年)を公刊していたが、これを踏まえて『文学の中の法』の序文で、次のように述べている。

私が当時絵画的な芸術の源泉から手に入れたものは、同じ程度において文学にも当てはまる。この巻では文化と法とともに文学者と法の密接な関係について証明する。まさに今日、生活全般の分裂と孤立化の時代にあつては、こうした愉快な結び付きが、穏やかに充分に強調されうるのである。⁽⁸⁾

フエーアが大きな枠組みとして法文化論を構想しているのは明らかだが、それはともかく、彼がここで着目しているのは文学者もしくは詩人(Dichter)と法の関わりである。このような視点はグリムの〈法の内なるポエジー〉よりも、後述のヴォールハウプターによる〈詩人法律家〉なる視点に重なると思えるが、尚早に結論を出す前に、フエーアの研究を具体的にみておくべきだろう。

『文学の中の法』は、体系的に論じられた著作というよりも、文学と法の双方に関わる数多くの資料を蒐集して、若干の分類と若干の解説を施した、全体としては資料集といった趣のある書物である。回りくどい言い方になつてしまつたけれども、それだけに資料集としては便利だが、研究書としては物足りなさが残る。

たとえば、冒頭の『エッタ』については、十三世紀のノルウェーおよびアイスランドの歌謡集であること、そして法史学者にとつては「最も古く、最も価値ある宝庫」であることをフエーアは説明する⁽⁹⁾。そのうえで、これを復讐・誓約・神判・絞首刑・平和喪失・身分という六つの項目に分けて、それぞれの代表的な歌謡を紹介している。このうちの「平和喪失」(Friedlosigkeit)というのは、一種の追放刑であるが、これを科された者は「森行き」(Waldgang)

となる。すなわち、都市や村落における平和な状態としての法的保護を剥奪されて、生命の保証のない森に追いやられるのである。フエーアが掲げるのは、それを免れるための庶民の生き方である。

俺らは森行きを免れたが

それは俺らが平和を望んだから。

平和を俺らは懸命に作ったが

平和は金にはならなかった。⁽¹⁾

フエーアが法に関わる文学として例示するのは、このように中世のゲルマン民族の歌謡や叙事詩や英雄伝説に関するものが多くを占める。だがなかには、近代文学の領域に属するものもみられる。

たとえばシラーについて多くの頁が割かれているが、それに先立って、シラーにおける文学と法との関わりについて、フエーアは概括的にこう述べている。

シラーは、法学にはそれ以上取り組むことはなかった。だが、彼は生涯をかけて、法と国家、法と民族、法と自由、法と領主について多くのことを熟考した。このことは、『群盗』『ヴェイルヘルム・テル』『フィエスコの反乱』『たくみと恋』『マリア・スチュアート』といった戯曲だけでなく、詩集や散文からも証明される。⁽¹⁾

若きシラーは、士官学校で当初は法学科に配属されたのだが、間もなく医学科に配属換えとなった。右の引用箇所は、それを踏まえている。すなわちフエーアは、シラーが組織的な法学教育を受けていないにも拘わらず、その作品の全般にわたって法についての考察がおこなわれている、というのである。フエーアはいくつかの作品について、そのことを実証しているけれども、ここでは、『群盗』にみられるシラーの法思想に着目しておきたい。

フエーアによれば、『群盗』は「復讐につづいての自然的法」(natürliches Recht auf Rache)を主題にした戯曲である。安易に自然法とか自然権とするよりは、せいぜい慣習法として解するべきだと思いが、このことには立ち入らない。それはともかく、フエーアはこの戯曲にみられる法的问题について、二つの視点を提示している。一つは「誓約」(Eid)であり、もう一つは「盗賊法」(Räuberrecht)である。

まず誓約について、フエーアは『群盗』の主人公モーアの言葉を紹介する。「ここに俺は誓う。この誓いを破つたならば、自然は俺を害悪ある野獣のように、境界から追い払えばいい。俺は誓う。父上を殺した奴の血がこの石の前に流れて、太陽に向かって蒸発していくまでは、日の光に二度と相まみえないことを」。これは、自己に呪いをかける太古の誓約の完璧な形式である。いうまでもなく、誓約とは特殊な契約であるが、これは神に対してというよりは、月や星や真夜中の天に対する誓いであって、闇の世界との約束なのである。⁽¹²⁾

次に盗賊法であるが、フエーアは、法を欠く共同体はありえないとしたうえで、とくに斜字体を用いて次のことを強調する。「盗賊の集団ですら秩序は形成されているはずだ。国家にも似て、秩序の背後には強制も存在するはずだ」⁽¹³⁾。このかぎりでは、盗賊の法と国家の法のあいだに違いはない。ここに正義を持ち出して、盗賊の法に正義はないが、国家の法には正義があるなどと語る向きもあるが、国家の正義は実は不正義で、盗賊の不正義こそ正義だという思想もある。なにしろ『群盗』が匿名で発表されたのは、一七八一年、フランス革命前夜のことなので

ある。

いずれにせよ、シラーが関心をもつのは、暗闇の世界での誓約や、反権力的な集団の法である。そこにフェアは着目している。たしかにシラーは法学者ではなかったが、彼は歴史学者として法の歴史に通曉し、そこで法哲学的な問題提起をおこなっている。シラーの文学は、この意味で法学への通路を有しているのである。

もちろん、フェアはゲーテにも言及している。ゲーテはシラーとは異なつて、法学の正規の教育を受けている。その作品群のうち、『ファウスト』に関してフェアが取り上げるのは、「二つの契約」である。一つは神と悪魔メフィストフェレスとの間で結ばれ、別の一つはメフィストフェレスとファウスト博士の間で結ばれた。

第一の契約は、悪魔と神との賭であるけれども、メフィストフェレスがファウストを悪の道に誘惑しても、神はそれを容認するという内容であった。けれども、フェアによれば、「ただし、こうした世俗的な契約はこの世でのみ有効である」。死後の世界では、悪は力をもたないのである。⁽¹⁴⁾ この契約についていえば、神の関心はあの世にあり、悪魔の関心はこの世にある。

だが、第二の契約はまったく違う、とフェアは述べる。

血と手打ちでもって約束されたこの賭は、次の内容を有している。すなわち、メフィストはこの世ではファウストの召使いになることを提案した。そのためには、ファウストの魂はあの世で悪魔のものにならねばならないのだ。誰がこの賭に勝ったかは、わからない。ファウストが語った「ある瞬間に、私が、留まれ、お前はいかにも美しい、と言ったとしよう。……そうした高い幸福を予感しつつ、私は今や至高の瞬間を楽しむのだ」という有名な言葉でもって、詩人ゲーテは問題を故意に闇に包んでしまったようだ。⁽¹⁵⁾

血と手打ち (Blut und Handschlag) は、ゲルマン的慣習法では契約締結の証である。それはともかく、ファウストはこの世での利根的享楽のために契約を結んだが、メフィストフェレスにとつては、あの世でファウストを支配し、これによつて神に一矢報いるための契約であつた。この契約もしくは賭にどちらが勝利したかは、ゲーテ自身も故意に答えを出しておらず、たしかに難問である。けれども、法学的にはそれは大した問題ではないのかもしれない。

それよりも、フェアアが二つの契約を「あの世」(Jenseits)と「この世」(Diesseits)の枠組みにおいて論じている点に着目しておきたい。神はあの世に留まり、この世はファウストたち人間のものであつて、悪魔はあの世とこの世を往還している。そして、この世の契約には常に悪魔の影が射している。このようにフェアアの枠組みを整理することができるだろう。もしそうだとすれば、シラーほど明快ではないものの、ゲーテもまた法的問題を世俗の暗闇の中で考えていたことになる。

シラーはほとんど組織的な法学教育を受けておらず、ゲーテは大学で法学を学んだけれども、学位取得という観点からは中途半端なものに終わった。この点ではE・T・A・ホフマンは、プロイセンの王立大審院の裁判官を務めたほどであるから、少なくとも実務的には法律の専門家である。

こうしたことを踏まえて、フェアアはホフマンのことを「文学する法律家」の一人と位置づけている。¹⁶⁾だが残念なことに、ホフマンへの言及はわずかなものである。フェアアはホフマンの数ある作品のうち、『スキュデリー嬢』を取り上げる。

法学的にみて、最も興味深いのは『スキュデリー嬢』(ゼラピオン同人物語Ⅲ)である。我々はいきなり、

絶対主義国家の本質に導入される。ルイ十四世が司法全体を支配している。国王が殺人容疑者に同情すれば、万事はうまくいく。国王とスキュデリー嬢との場面は、支配者の全能にとつて、最高に特徴的である。ホフマンは、パリの火刑裁判所 (Chambre ardente) をめぐりに描いている。これは特殊な裁判所であつて、増え続ける殺人事件を防止するためのものであつた。¹⁷⁾

ここでのフェアアの叙述は、『スキュデリー嬢』の内容紹介程度に留まつていて物足りない。それでも法律専門家のホフマンによる犯罪小説であるだけに、怪奇な殺人、火刑裁判所長官による捜査、国王の介入といった法的な諸問題が、登場人物たちの心理描写や時代背景の説明とともに、手堅く叙述されている。文学的に過ぎず、かといつて法律家による過度に法学臭を残した小説でもなく、『スキュデリー嬢』は、ホフマンの犯罪小説の中でもまさに傑作といえるだろう。

もちろん、フェアアはその他の作家の文学的作品についても論じているが、ここで逐一言及することはしない。しかしながら、グリムに関しては何れも述べておく必要があるだろう。フェアアが論じているのは、グリム兄弟の名前で出版された『ドイツ伝説集』と『子供と家庭のためのメルヒェン』である。¹⁸⁾しかしながら、こうした取り上げ方には看過しえない問題がある。

まず著者が「グリム兄弟」となつていたとしても、兄のヤーコプは歴史学者的であり弟のヴィルヘルムは文学者的であつて、どちらの視点に立つかによつて著作の評価は異なってくる。念のために繰り返せば、本稿の第一節で論じたグリムは兄のヤーコプである。

次に、まさに『ドイツ伝説集』第一巻におけるグリム兄弟名の序文によれば、伝説(Sagen)とメルヒェン(Märchen)

も異なる。おそらく実際にはヤーコプ・グリムが書いたと思われる序文には、「童話メルヘンにあつては詩的要素が勝ち、伝説においては史的要素が優る」とある。⁽¹⁹⁾要するに、メルヒェンは詩的で、伝説は史的だと述べているのである。あくまでも相対的な区別であることを前提にしても、フェーアの『文学の中の法』は、文学(Dichtung)なるものを詩と史のいずれに重心を置いて考えるのか。そして法を両者のどちら側で捕らえようとするのか。このようにして問われるのは、グリムとの距離の取り方の問題である。

三 詩人法律家

第二次世界大戦後の一九四八年に、フェーアの業績を顕彰して、『芸術と法——ハンス・フェーア祝賀論文集——』が出版されたが、寄稿者の一人にドイツ人のオイゲン・ヴォールハウプター(Eugen Wohlfahrt, 1900-46)という法史学者がいた。彼は「詩人法律家としてのゴットフリート・ケラー」という論文を寄せた。しかしながら、フェーアの祝賀論文集が公刊される二年前に、ヴォールハウプターは病没している。

また一九五三年から五七年にかけては、ヴォールハウプターの『詩人法律家』全三巻が出た。やはり死後の出版である。この論文集の中には前述のケラー論も収められているが、ほとんどのものは生前に未発表の論文である。彼はある意味でナチスの犠牲者で、やはり法史学者のハンス・ハッテンハウアーによって、『ナチス国家における法学——オイゲン・ヴォールハウプターの場合——』⁽²⁰⁾という本が刊行されている。それはともかく、ヴォールハウプターは戦前および戦中の、研究にとつてきわめて困難な時期に、〈詩人法律家〉という視点から多くの論文を書いた。しかしまことに遺憾ながら、彼の業績は未だともに論評されていない。

ヴォールハウプターのいう〈詩人法律家〉(Dichteriuristen)とは、大学で法学の教育を受けたものの、その後
 に芸術家となった人々の総称である。「法律家」には、単に法学教育を受けた者、学位を取得した者、司法官や行
 政官等の法律職に就いた者、さらに大学教授等の法学者までを含むから、かなり広範な概念である。それ以上に「詩
 人」には、狭義の詩人だけでなく、小説や戯曲の作家はもとより、芸術家一般をも含む。そのうえ、彼は「詩人法
 律家」に加えて、「法律家詩人」「画家法律家」「音楽家法律家」といった造語までも用いるので、この意味では概
 念的には混乱を来しかねないのも事実である。²¹⁾ここまで枠組みを広げてしまうと、芸術好きの法学部出身者は、誰
 でも〈詩人法律家〉の範疇に入ってしまうからである。

しかし、にも拘わらず〈詩人法律家〉という視点は、個別的に文学と法の関わりを検討するに当たって、魅力的
 な響きをもっている。

ヴォールハウプターが『詩人法律家』で論じているのは、テイボー、シユーマン、サヴィニー、ホフマン、ハイ
 ネ、そしてゲーテといった、主として十八世紀末から十九世紀初頭にかけてドイツで活躍した人々である。

たとえばA・F・J・テイボーは、ハイデルベルク大学の民法学教授であったが、子供のころからの大の音楽愛
 好家で、ハイデルベルクでは自宅で合唱の夕べを主宰して、教会音楽や合唱の普及に努めた。彼には『音楽の純
 粋性』という著書もある。音楽家のロベルト・シユーマンは、このテイボーのもとで法学を学ぼうとしたが、かえっ
 てテイボーから、法学よりは音楽に向いていることを悟らされ、以後は迷うことなく音楽家の道に進んだ。²²⁾

フリードリヒ・カール・フォン・サヴィニーも、ベルリン大学の民法学教授であったが、周知のように、その歴
 史法学樹立のきっかけになったのは、一八一四年のいわゆる法典論争である。これは、テイボーの論文『ドイツに
 おける一般民法典の必要性』に対して、サヴィニーが反駁論文『立法と法学に対する現代の使命』を発表したこと

によって開始された。サヴィニーは若い頃から布伦ターノ兄妹やアルニムなどのロマン主義の文学者たちと親交があり、またグリム兄弟はサヴィニーの愛弟子であった。またサヴィニーとゲーテの共通の資質についても、度々言及されている。⁽²³⁾

E・T・A・ホフマンは、法律家として実務に通じており、プロイセンの王立大審院の裁判官にまでなったが、他方で彼は素描、音楽、演劇、小説等において、万能ともいえる芸術的才能を発揮した。とりわけ彼の犯罪小説や怪奇小説の中には専門家としての法的知見が豊富に備わっている。またホフマン自身が筆禍事件を起こして、政治犯罪を取り締まる機関による調査を受けたこともあった。⁽²⁴⁾すでに触れたように、彼の小説『スキュデリー嬢』については、フェーアも高く評価していた。

通常は詩人としてしか論じられることのないハインリヒ・ハイネも、ヴォールハウプターによれば、典型的な詩人法律家であった。ハイネはゲッティンゲン大学やベルリン大学などで法学教育を受け、ゲッティンゲンのフーゴのもとで法学博士となった。フーゴは、歴史法学の先駆者といわれ、ゲーテとも親交があった。またベルリンでは、哲学者のヘーゲルや法学者のガンスといった、サヴィニーの論敵たちからも大きな影響を受けた。ハイネはサヴィニーを「パンデクテンの吟遊詩人」と揶揄した。もちろん皮肉を込めたものだが、期せずしてサヴィニーの詩人的側面を言い当てている。⁽²⁵⁾

そして文豪ゲーテもまた、ライプツィヒやシュトラスブルクで専門的な法学教育を受け、ヴェツラーで司法官試験として実務研修を経験した。例の『若きヴェルテルの悩み』は、この研修生時代の自伝的小説である。ワイマール公国における政治家としての活動も、ゲーテの法律家としての側面を抜きにしては語れない。フランス革命の勃発、ナポレオンによるドイツ占領、諸国民の解放戦争と続く激動の時代に、ゲーテは小国ワイマールの政治家とし

て、困難な法的諸問題に取り組んだのであった。ヴォールハウプターは、ゲーテの『ヴィルヘルム・マイスター』も『ファウスト』も、法と国家との関わりが隠れた主題であることを指摘する⁽²⁶⁾。

ヴォールハウプターが『詩人法律家』において論じている多数の〈詩人法律家〉のうちのごく一部について、その概要を紹介してきた。彼は個々の詩人法律家について、まず評伝的な叙述をしたうえで、次にそれぞれの文学的作品や法学的著作について法と文学の視点から論評する、というほぼ共通の書き方をしている。しかしながら、彼は最初から『詩人法律家』としてまとめるべく、執筆計画を立てていたわけではない。ただし、同種の論文の数が溜まったところで『詩人法律家』の標題のもとに出版する計画はあった。だが、すでに記したように、戦前・戦中の困難な時代の中での執筆であったことと、戦後すぐにヴォールハウプター自身が亡くなったために、死後の出版とならざるをえなかったのである。

したがって、この研究そのものの意義や目的については、著者自身によつては語られていない。ただ、『詩人法律家』を編集して刊行にまでこぎ着けたH・G・ザイフェルトの序言から、ある程度のこととは推測できるかもしれない。彼はフェーアの祝賀論文集にヴォールハウプターの論文を寄せるに当たっても尽力している。ザイフェルトは、『詩人法律家』第一巻の編者序言の冒頭で、次のように述べる。

「詩人法律家」、より広く捉えて「文学と法」という主題は、そもそもオイゲン・ヴォールハウプターの学問的な生涯活動ライフワークの中核部分を示している。この主題に向けて、彼は創造力を次々に駆使して、それは晩年には、ほとんど排他的に彼を没頭させるほどであった。学生時代に、法学を専攻すべきか、文学(ロマンス語系の)を先行すべきかに迷ったとき、やがてオイゲン・ヴォールハウプターは、「文学と法」なる主題をもつ

た法史学者として、その学問的業績の中で二つの嗜好を適合させる可能性を見出した。⁽²⁷⁾

とくに珍しいことではないけれども、ヴォールハウプターはもともと文学好きであつて、専門的に法学を学びながらも文学を捨てられなかつたということだろう。こうして、「文学と法」なる枠組みにおいて、文学と法学が出会つたというのである。この枠組みが、フェーアの『文学の中の法』や『法の中の文学』と共通するものであることは、あらためて指摘するまでもない。

ヴォールハウプターの特徴は、そのことを〈詩人法律家〉という括りで、徹底しておこなおうとしたことにある。彼は南ドイツの出身であつて、ミュンヘン大学で学び、そしてキール大学で職を得た。編者のザイフェルトは、キール大学でのヴォールハウプターの弟子であつたようだ。ザイフェルトによれば、南ドイツと北ドイツの両文化に接したことが、〈詩人法律家〉研究に没頭するにいたつたきっかけとなつた。このことの意味は、ヴォールハウプターの経歴を子細に検討すれば明らかになるかもしれないが、ここでは先を急ぐことにする。

やはり第一巻の編者序言によれば、ヴォールハウプターは「ドイツ法学の初期から現代にいたる、ドイツ精神上のすべての詩人法律家を叙述して顕彰する」という、壮大な計画をもつていた。⁽²⁸⁾ たしかに実際にも、個別論文で検討したそれ自体多くの〈詩人法律家〉のほかにも、まことに膨大な数の〈詩人法律家〉を紹介している。著書『詩人法律家』第三巻所収の「芸術家としての法律家」の章では、〈詩人法律家〉の概観を試みているが、この部分はあたかも人名辞典のごとくで、膨大な名前と略歴と著作とが列挙されている。とはいえ、あまりの膨大さのゆえに、かえつて誰も彼もが〈詩人法律家〉とされてしまふ趣きがあり、かえつて問題の焦点がぼやけてしまふおそれも否定しえない。

ヴォールハウプターによる〈詩人法律家〉研究の目的に関して、もう一箇所、編者序言を紹介しておきたい。これも『詩人法律家』第三巻に付されたものである。少し長いが引用する。

本巻をもって、『詩人法律家』の出版企画は終了する。この企画は「法律家と芸術家」なる前奏曲^{プレリュード}とともに始められたので、「芸術家としての法律家」なる終楽章^{フィナーレ}でもって演奏が終わることになる。——この章は、芸術と法および芸術家と法律家といった主題への基調的な論述の他に、なによりも、現代にまで至るドイツの詩人法律家たちの、多種多様に印象的な群像をも描いている。だがこれ以上のことは、この最終章が明確にすることだろう。すなわち、オイゲン・ヴォールハウプターが、戦中戦後の苦難の時期に公表の見込みもなく執筆した著作を、法史学への寄与として捉えようとした事実と方法とを明確にすることだろう。ただし、そのことによつて、若い法律家たちのために、精神的には教養的空間を、また情緒的には、たぶん、根源的土台を開発するという、この全三巻の別の魅力的な目的が縮小される必要はないのである。⁽²⁹⁾

ここでザイフェルトは、『詩人法律家』の二つの目的を挙げている。すなわち、法史学への寄与と、法学生の教養形成、である。

順序を変えて、法学生の教養形成に関して先に検討する。このことは、本稿の最初に述べたこととも関係するだろう。すなわち、ドイツの教育制度の建前からすれば、大学とは法学等の専門教育を施す場であつて、文学のような基礎教育は、それを専門とするのでなければ、^{ギムナジウム}高等学校段階で終えておくべきものなのかもしれない。けれど、法学を本当の意味で専門的に修得しようとするのであれば、文学に代表される教養教育は、法学の専門教育と

並行しておこなう必要があるだろう。社会の実態や人情の機微が分からないで、刑法や民法は理解できないはずだからである。もとよりそのことは、単なる娯楽としての文学嗜好を、否定するものではない。

けれどもその反面、ドイツにおいて、法学は「パンのための学問」(Brotwissenschaf)と称されてきた。公的な資格を取って社会的に有利な職業に就くためには、法学が手っ取り早いという実利的な思考に由来する呼称である。そのためには、よほどの能力に恵まれた者は別として、文学等の寄り道などせずに、ひたすら法的技法に習熟するのが効率的ということになる。ここに、二種類の《詩人法律家》が発生する基盤がある。一方では、ホフマンのような天才で、法学も文学もともに一流という類型と、ハイネのように、法学生としては落ちこぼれだが、詩人としては超一流という類型である。余計なことを付け加えるならば、それでもハイネは法学博士であったのだが。法史学への寄与に関しても、簡単に論じておこう。いうまでもなく、法史学とは理想的には法学と歴史学の学際的な学問であるべきなのだろうが、現実的には専門的な法学と教養的な歴史学を統合した、法学の一分野である。ここでは実態にしたがうとしても、たとえば慣習法を研究するためには、その法源として公的な法令ばかりでなく、古文書や民話や詩歌等をも探求する必要がある。近代法を対象とする法史学の場合には、国家や公的権力による法令化が進んでいるから必要性は低いかもしれないが、古代中世の法を対象とする場合にはその必要性は高くなる。だがそれは程度の違いであって、法史学を研究する者にとって歴史学的素養が、つまり広義の文学的素養が求められることにおいては変わりはない。

つい歴史学と文学を等置してしまっただけでも、あえていえば、歴史学とは根源的な意味において文学である。なぜなら歴史学はたんなる過去の事実の列挙ではなくて、すぐれて人間活動の叙述であるからだ。歴史(History)は物語(story)であるとは、こういうことである。ゆえに、法史学を志す以上は歴史学的素養が必須なのだ。

これも余計なことを付け加えるならば、理想的には、法史学を学際的な学問とするためにも、法学と歴史学の双方向的な結合がやはり望ましい。だがその作業を単独でおこなおうとするならば、一身にして法学の専門家であり歴史学の専門家である超天才が求められる。実は、ヤコブ・グリムこそ、そのような超天才的人物であった。彼の歴史法学は、いわゆる法史学を越えて、法学と歴史学をみごとに双方向的に結びつけている。だが奇妙なことに、ヴォールハウプターの〈詩人法律家〉の範疇からは、グリムは完全に外されている。

四 〈法の詩学〉と〈詩人法律家〉

以上、グリムの『法の内なるポエジー』、フェアアの『文学の中の法』、そしてヴォールハウプターの『詩人法律家』について、それらの概要を示してきた。それぞれ方法的には異なるものの、「法と文学」という大枠の中で法を理解しようとする姿勢には共通性が認められる。しかも、互いの方法論のあいだに思想的なつながりが見出せないわけでもない。

たとえば、ヤコブ・グリムにおいて〈法の内なるポエジー〉を確認しようとする作業は、最終的には法的「象徴」の問題に帰着する。法を語る言語は、数学的な記号ではなく、したがって一義性をそもそも想定していないのである。グリムによれば、少なくとも前近代的な法においては、「象徴」は本来の意味を保持したまま、そこに法的な意味が加わったものなのであって、常に両義的な性格を有している。

このことは、第一節ですでに触れたが、フェアアの『文学の中の法』でも、グリムのいう「象徴」についての言及がみられる。

ドイツの法秩序ほど、第二の法秩序が象徴で溢れていることはない。このことはドイツ圏の研究者、とりわけグリムが、みごとに証明した。このことは容易に理解できる。ドイツの法は、その制度や行爲のための感覚的な表現へと、強力に駆り立てられるものだからである。抽象化は、すべての民衆法からはほど遠い。象徴とは、その特質にしたがつて、感覚性と具象性に強力な内容を付与するものである。各々の象徴は、事物と人格との内的関係を有し、これを感覚で捉えさせるのである。詩人たちは、こうした象徴の世界に食欲に頼る。ところがこのことによつて、彼らの作品はより具体的で具象的なものになる。法の象徴学は、文学において、法的存在の領域における頂点を表現するのである。⁽³⁰⁾

フェアアの簡潔な文体は、それ自体きわめて魅力的であつて、法の象徴学 (Rechtssymbolik) の特質をよく捉えている。第二の法秩序とは、法曹法と民衆法の二重性というゲルマニステンの基本思想を踏まえて、民衆法としてのゲルマン的慣習法を指している。法的象徴は、ゲルマン法の感覚性と具象性の源となつていふことだ。また「法の象徴学」とは、フランスの民衆史家ジュール・ミシュレが、グリムの法学の方法を端的に表現した言葉でもある。⁽³¹⁾ 期せずして、フェアアもこの言葉を用いているのは面白い。ヤコブ・グリムの『法の内なるポエジー』は、このようにして、フェアアに継承されたのである。ただし、フェアアのいう「文学」(Dichtung) は、グリムの「ポエジー」(Poesie) に比して、言語の本質論というよりは文学作品のほうに傾斜している。

ハンス・フェアアはグリムの影響を受けて、今度はオイゲン・ヴォールハウプターの方法論に決定的ともいえる示唆を与えている。実はこの言い方は、大仰に過ぎるとか強引に過ぎると批判されるかもしれないのだが、それを承知であえて言及しておきたい。

というのは、フェーアは『文学の中の法』において、「文学する法律家」という表現を用いているからである。フェーアのいう「文学する法律家」(dichtende Juristen)とヴォールハウプターの〈詩人法律家〉(Dichterjuristen)をつなげるのは性急に過ぎるかもしれないし、兩人ともにそれぞれの用語について正面からの定義づけをしていないのも確かではあるのだが、にも拘わらず、これを偶然の類似として片づけてしまうのも惜しい気がする。しかもこの表現が、E・T・Aホフマンについての記述中に現れる以上は、やはり見過ごすわけにはいかない。

前にも一応の定義づけを試みたように、ヴォールハウプターのいう〈詩人法律家〉とは、大学で法学を体系的に学びながら、文学者(詩人)になった人々の総称である。とはいえ、ヴォールハウプター自身が、法学を学びながら挫折した者たちや、文学者(詩人)だけでなく芸術家一般までを包括的に論じているので、その定義自体の外縁がぼやけてしまってもいる。皮肉を込めていえば、〈詩人法律家〉とは、一種の象徴的表現であって、この言葉を受け止める側の感覚によって具象化される内容が縮小したり拡大したりするかのようでもある。

それでは切りがないので、ここで思い切って三人の中心的な〈詩人法律家〉を挙げてみる。ハイネとホフマンとゲーテである。三人とも法学教育を体系的に学んだ詩人(文学者)であったことからすれば、彼らが〈詩人法律家〉群像の中心に位置することに異論はあるまい。たとえばティボーは、法学者であり音楽愛好家でもあった。シューマンは、法学の勉強を放棄して音楽家になった。サヴィニーは時代を代表する法学者であり、ブレンターノ兄妹やグリム兄弟と密接な関係をもっていたが、彼自身はむしろ詩人(文学者)とは対極的な存在であった。アルニムも、彼の法学と文学のあいだに顕著な相関関係を見出すことは困難である。

彼らに比べれば、ハイネ、ホフマン、ゲーテの三名は、いかにも〈詩人法律家〉らしい。しかしながら、「法学」(法律学)および「詩」(文学)との距離からすれば、この三人にもおのずから相違がみられる。

ハイネの場合は、母親のたつての希望で法学を学び、なんとか法学博士の学位を得たのだが、彼は当初より法学の權威には批判的であつた。彼の詩や散文の中には法学や法学者を揶揄した一連のものがあり、その中ではサヴィニーもガンスも槍玉に挙げられている。このかぎりでは、ハイネは脱法学的な〈詩人法律家〉であつた。

またゲーテは、父親にならつて法学を学んだのだが、彼が取得した学位は修士相当のもので、学業はそこで終了した。とはいえ、ワイマール公国での行政官としての仕事は、彼の望んだ職務ではなかつたかもしれないが、明らかに法学の基礎の上に成立したものである。ゲーテは鉱山開発や大学行政や演劇事業などの内政ばかりでなく、ドイツの他の領邦やナポレオンのフランスとの外交にも関わつた。ゲーテは大文豪としてあまりにも有名であるが、彼の創作活動の多くは、行政職としての公務に並行しておこなわれたのである。彼は、行政官的〈詩人法律家〉であつた。

さて、ホフマンであるが、彼についてのフェューアの記述は、あまりにも簡単にすぎる。「ホフマンも、文学する法律家たちに属している。彼は何年か裁判官をやつたが、やがて職を失い(一八〇六年)、一八一四年から王立大審院の参事として活動した⁽³²⁾」。ホフマンは、家系からして既定の進路として法学を学び、プロイセン王国における司法官試験の資格を得た。彼はナポレオンの東プロイセン侵攻によつて職を追われたこともあつたが、一貫して司法官の道を歩み、プロイセン王立大審院の裁判官として生涯を送つた。同時に彼には芸術的才能が豊かに備わつており、素描、作曲、演劇、小説といった実に多方面の芸術活動をおこなつた。しかも、そのそれぞれが、当時の先端を行くものだったのである。裁判官でありながら反体制的とみなされ、政治犯を取り締まる立場にありながら、自身が筆禍事件に巻き込まれたり、彼の必ずしも長くない人生は、波瀾万丈に富んでいた。ホフマンは、生涯にわたつて法と文学を操つたのであつて、彼こそ典型的な司法官的(詩人法律家)であつた。

もとより、上記の評価はヴォールハウプターの論評を逸脱したところもあり、評価の当否も分かれるところではあるが、魅力的な粹組みではあるものの焦点が定まらない(詩人法律家)像を活かすためには、こうした作業は不可欠なものとなる。

それはともかく、ヤコブ・グリムの『法の内なるポエジー』、ハンス・フェーアの『文学の中の法』、オイゲン・ヴォールハウプターの『詩人法律家』をあらためて並べてみると、そこにある種の共通性を見出すことができる。すなわち、「法」と「詩」(ポエジー/文学)を相関的・総合的に捉えようとする視点である。

いうまでもなく、彼らの具体的な方法は異なる。グリムの仕方は法の言語論であって、詩的法や法格言の研究をつうじて、究極的には法的言語の象徴的性格の発見にまで到達する。要するに、法を自然言語(日常言語)で語るかぎりは常に両義的・多義的であって、人工言語のような一義性を期待することはできない、ということである。グリムは、師のサヴィニーが標榜する「法の科学」(Rechtswissenschaft)に対して、厳密でない学問としての(法の詩学)もしくは「法の象徴学」(Rechtssymbolik)を提唱したが、自然言語で法を語ろうとする以上、それは不可避の方法論であった。

法的言語の両義性や象徴性という点、いかにも非厳密的で非論理的に聞こえるが、それは近代なるものの科学志向と比較するからであって、この近代なるものの終焉に気づけば、法的言語の両義性や象徴性はにわかには新しい可能性をもって登場することになる。グリムがそこまで見通していたとは思えないけれど、こうした可能性は法学にとってきわめて魅力的なものといえるだろう。

一方、フェーアの場合は、「法の文学」論とでも呼ぶことができる。あるいは作品論としたほうが分かりやすいかもしれない。すなわち、文学作品の中から法に関わる箇所を取り出して論評するというやり方である。法につい

て論じることが、実際問題として法の専門家にしかできないから、こうした作業はもっぱら文学好きの法律家によってなされることになる。だがそこが厄介なところで、下手をすると、作家による法理解の不備を一方的に断罪したり、作品中の法的叙述を単なる教材として扱ったりと、いずれにせよ文学的鑑賞からはほど遠い地点でおこなわれがちである。

フエーアとは関係ないが、アメリカの法科大学院ロースクールにみられる「法と文学」論にも、そうした傾向がみられないわけではない。その代表的な担い手であるリチャード・A・ポズナーは、「法と経済学」からいわば横滑りに「法と文学」を担当しており、いずれにせよ「法と……」なる出発点に明らかなように、あくまでも法学の理解のために経済学や文学を利用しようとする意図が露骨にすぎない。詳論は避けるが、次の一節などは半ばは同意できるが、半ばは疑問を感じざるをえない提言である。

大学またはロースクールにおける法哲学教育は、埃まみれとなった法哲学の名著に代えて、素晴らしい文学作品を素材にすることができるのです。⁽³³⁾

グリムが言語論的でありフエーアが作品論的であるのに対して、ヴォールハウプターの〈詩人法律家〉論は、まさに人物論的な研究である。前にも紹介したが、ヴォールハウプターの叙述形式は、一人の〈詩人法律家〉について、まずは彼の生涯を伝記風に語り、次にその作品について論評を試みる、ということの繰り返しとなっている。換言すれば、人物と作品を前面に出すことによって、ヴォールハウプター自身の専門法学的な見解は、相対的に、もちろん良い意味で薄められているのである。

その結果、法学的な視点と文学的な視点とが、それなりの均衡を保つことになる。何度も指摘してきたように、専門的な法学の立場から教養的な文学を一方的に論評するやり方を免れているのである。法学もそうだが、文学も社会の仕組みや価値観を映し出しているという、ごく当たり前の事実を見逃してはならない。文学の中の法は、文学の外の法のあり方に対する根本的な批判でもある。法学者たる者は、そのことを謙虚に学ぶ必要があるだろう。ナチスの台頭や戦争の勃発という特殊な状況下にあつたにせよ、ヴォールハウプターは、専攻する法史学を踏まえつつも距離を置いて、ひたすら〈詩人法律家〉の研究に没頭した。戦火の中で資料の入手も困難になり、論文を書き上げて発表の見込みは失われていったのだが、研究者にとつてのこうした不幸がかえって法を客観的に眺める機会をもたらしたのかもしれない。とはいえ、論文集『詩人法律家』は、そうした不幸を感じさせることなく、ヴォールハウプターはむしろ楽しそうに文学や芸術と戯れている。それがこの遺作の最大の魅力である。

ところで、グリムの〈法の詩学〉とヴォールハウプターの〈詩人法律家〉であるが、「文学」なるものをもう少し感覚的に捉えて「詩」のほうに引き寄せてみると、そこに浮かび上がるのはロマン主義の時代である。

ロマン主義それ自体も概念的定義が難しいけれども、要するに十九世紀初頭を中心にドイツに現れた歴史主義の時代である。いうまでもなく、フランス革命と革命軍によるドイツ占領が決定的な契機となるのだが、ここに至つてようやくドイツ人たちもゲルマンの民族性を自覚し、民族の固有の文化に着目するようになる。

グリムの〈法の詩学〉は、歴史法学の非主流的な形態であつたが、サヴィニーの歴史法学主流をも含めて、ロマン主義の時代背景を抜きにしては登場しえなかつた。ヴォールハウプターが論じた〈詩人法律家〉の多くも、古典派とみなされているゲーテを含めて、ロマン主義の影響を受けたり、むしろこれを推進した人々であつた。

最後にまたも余計なことを付け加えるならば、グリムの〈法の詩学〉において、「詩」(Gedichte)と「史」(Geschichte)とは同じ意味をもつ。そして、ヴォールハウプターの〈詩人法律家〉は、みずからの「歴史」(history)を「物語」(story)として紡ぎ出した。彼ら二人にとって、法とは語られた言葉としての文学にはかならなかつた。

注

- (1) 最近の典型的事例として、大村敦志『文学から見た家族法——近代日本における女・夫婦・家族像の変遷——』ミネルヴァ書房、二〇一二年、がある。ここでは全体として、家族法の体系を親しみやすく解説するために、『金色夜叉』や『海辺のカフカ』が利用されているのであって、それは「文学から見た家族法」というよりは「家族法から見た文学」に留まっております。
- (2) Jacob Grimm, Von der Poesie im Recht, in: ders., Kleinere Schriften, Bd. 6, Nachdruck, Hildesheim, 1965, S. 153f. グリム「法の内なるボヘミア」堅田訳、『ドイツ・ロマンス派全集』第十五巻、国書刊行会、一九八九年、二二八頁。
- (3) Grimm, a. a. O., S. 162. 訳、一三三三頁。
- (4) ebd., S. 166. 訳、一三三八頁以下。
- (5) ebd., S. 163. 訳、一三三五頁。
- (6) 穂積陳重『続法窓夜話』岩波文庫、一九八〇年、二二三頁。二〇九頁参照。
- (7) Grimm, a. a. O., S. 180. 訳、一五七頁。
- (8) Hans Fehr, Das Recht in der Dichtung, Bern, 1933, S. 7. (Vorwort).
- (9) ebd., S. 33ff.
- (10) ebd., S. 40.
- (11) ebd., S. 408.
- (12) Schiller, Die Räuber, 4. Akt, 5. Scene, シラー『群盗』久保栄訳、岩波文庫、一九五八年、一七六頁(第四幕第五景)参照。
vgl., Das Recht in der Dichtung, S. 412f.

- (13) ebd., 2. Akt, 3. Szene. 訳「一〇六頁以下(第二幕第三景)参照。vgl. Das Recht in der Dichtung, S. 413.
- (14) Das Recht in der Dichtung, S. 422f. ケーテ『フマウスト』第一部、相良守峯訳、岩波文庫、一九五八年、二七頁以下(天上の奇曲)参照。
- (15) Das Recht in der Dichtung, S. 423. 『フマウスト』第一部、一一二頁以下(書齋)参照。
- (16) Das Recht in der Dichtung, S. 429.
- (17) ebd., S. 429.
- (18) ebd., S. 451f.
- (19) ナリト『メーニン伝説集』(ナ)、『校沢正勝・鍛冶哲郎訳、i頁(ナリト兄弟による上巻序文)。
- (20) Hans Hattenhauer (Hrsg.), Rechtswissenschaft im NS-Staat. Der Fall Eugen Wohlhaupt, Heidelberg, 1987.
- (21) vgl. Eugen Wohlhaupt, Dichterjuristen, Bd. 3, Tübingen, 1957, S. 401f. (Juristen als Künstler).
- (22) Dichterjuristen, Bd. 1, 1953, S. 120f. (Anton Friedrich Justus Thibaut und Robert Schumann).
- (23) Dichterjuristen, Bd. 1, S. 3ff. (Friedrich Karl von Savigny und Clemens Brentano), u. S. 97ff. (Friedrich Karl von Savigny und Achim von Arnim).
- (24) Dichterjuristen, Bd. 2, 1955, S. 35ff. (E. T. A. Hoffmann).
- (25) Dichterjuristen, Bd. 2, S. 440ff. (Heinrich Heine).
- (26) Dichterjuristen, Bd. 1, S. 169ff.
- (27) H. G. Seifert, Vorwort des Herausgebers, in: Dichterjuristen, Bd. 1, S.V.
- (28) ebd., S. VI. vgl. Dichterjuristen, Bd. 3, S. 403ff. (Juristen als Künstler)
- (29) Seifert, Vorwort des Herausgebers, in: Dichterjuristen, Bd. 3, S. VI.
- (30) Das Recht in der Dichtung, S. 527.
- (31) ミントレヒェナリトの關係に於て、堅田『ドイツ法古事誌』と『フランス法の起源』、同『ヤーコプ・ナリトとその時代——「三月前期」の法思想——』御茶の水書房、二〇〇九年、一六九頁以下参照。
- (32) Das Recht in der Dichtung, S. 429.

(33) リチャード・A・ボズナー『法と文学』第三版、(下)、平野晋監訳、木鐸社、二〇一一年、六七二頁〔法と文学〕という提言(一)。